

2013年10月21日

公益社団法人日本J会会長
OK様

食の安全・市民ホットライン
代表 神山美智子 <公印省略>

要請書

「食の安全・市民ホットライン」は、食にかかわる不具合を、消費者の皆さんから通報してもらい、それをネット上に公表しております。食べ物の不健全な供給を正して、消費者の命と健康を守ることが目的です。(http://www.fsafety-info.org/index.html)

2013年9月29日、消費者から、各地J院が実施するごま油によるベビーマッサージに関し、下記の通報がありました。

<前略>最近、J院ではベビーマッサージを行うところが増えていきます。マッサージ用のオイルとして、具体的に食用のごま油を推奨しているところが多くあります。これらのJ院では、乳児にごま油を塗ることについてアレルギー発症に対する配慮がなされているのか疑問に思いました。<中略>乳児へのごま油の使用に対し、日本J会はどのような見解をお持ちなのでしょうか？またあるメーカーは「(社)日本J会の推奨も頂いている商品」としてマッサージ用ごま油を売っています。これはアレルギーに対して配慮がなされた商品として推奨しているのでしょうか？少なくとも、日本J会は食用ごま油を使ったベビーマッサージについては、直ちにやめるよう理由を付して各J院へ通知する必要があると思います。すでにマッサージを行った乳児へのごまアレルギーの発症に対するフォローも必要と思います。<中略>全国JK協議会には学生への教育はもちろん、現役の助産師へどのように正しい知識を広めていくのか、実効性がある対策を検討してもらいたいと思います。以下は参考情報です<略>。

以上が、消費者からの通報の内容です。

2013年9月30日に、消費者庁は「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」通知し、特定原材料に準ずるもの(推奨品目)として、新たにカシューナッツとごまの2品目を追加することを決めました。通知に基づいた消費者の上記の疑問や指摘に対して貴会はどのように考え、対処されようとしているのかをご回答くださるよう要請します。ご多忙中恐縮ですが、11月5日(火)までに文書でご回答下さい。

なお、消費者からの通報内容は、「食の安全・市民ホットライン」ホームページで、公表しております。(http://www.fsafety-info.org/index.html)

<連絡先>

食の安全・市民ホットライン東京事務局

食の安全・監視市民委員会事務局内

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付
電話 03-5155-4765 Fax03-5155-4767 E-mail office@fswatch.org